

コーロル政府の農業政策

平成3年

国際協力事業団

JICA
703
81
SP
BRARY

コーロル政府の農業政策

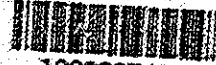
平成3年

国際協力事業団サン・パウロ事務所

農業情報室

コーロル政府の農業政策

JICA LIBRARY



1090897(8)

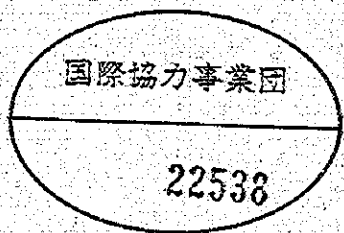
22538

平成3年

国際協力事業団サン・パウロ事務所

農業情報室

703
81
SP



目 次

	頁 数
1. コーソル政府の農業政策 -----	2
1.1 90/91農年に対する政策 -----	2
1.1.1 概 要 -----	2
1.1.2 政 策 内 容 -----	6
1.2 91/92農年に対する政策 -----	18
1.2.1 概 要 -----	18
1.2.2 政 策 内 容 -----	21
2. 国家再建プランにおける農業部門の施策方針 -----	31
3. 1991～1995年に対する炭粉税の政策方針 -----	34
4. 農業法典の設想 -----	44
4.1 経 緯 -----	44
4.2 国会を通過した農業法の概要 -----	49
5. 開発プログラム -----	72
5.1 概 要 -----	72
5.2 プラズマ中央部開発プログラム -----	73
5.3 中西部地方開発プログラム -----	78

1. コーロル政府の農業政策

1.1 90/91 農年に対する政策

1.1.1 基本

コーロル政府は、独立直後の90年3月16日、当時緊急の課題であったハイパーインフレ抑制のため、顕著に例のない流通資金の凍結を中心とする一連の経済政策を実施したあと、15日に省令布告第477号をもって農業部門に対する政府の方針を公表した。同布告第477号によると短期的にはコーロル政府最初の農年となる90/91農年の作付けを保証する各措置を含め、又中長期的には、従来の農業前線拡大による農業生産増大のモデルと生産性の向上による生産拡大のモデルに改めることにより、国内食糧の自給態勢を確立すると共に、国際市場における競争力強化を図ることを最終目的とする政策を基本方針とした。

同布告第477号では本政策の目的を次のように示している。

1) 目的

農業部門に対する経済政策方針は、従来の成長モデルを変え国内食糧の供給を保証し、生産性の向上により国内消費の増加と輸出需要に応じる形態とすることを目指す。この目的のもとに農業部門に対する経済政策は、次の方向に向けられる。

1) 農業前線の拡大、すなわち新天地の開拓による面積の拡大を中心として求られてきた従来の成長モデルを同一面積にかける生産量の増大すなわち生産性の向上にもとづく成長モデルに移行させる。又、地域別の目標、及び環境保全の目的に合致した成長のモデルを求むる。特にアマゾン地方における環境保全を図り中西部地方における面積拡大の生産形態を変更することは緊急の課題である。

2) 面積の拡大を中心とした従来の水平的成長モデルより単位面積にかける生産性の向上を中心とする垂直的成長モデルへの切替は、次の方向で求られる。

— 農業と工業、工業と農業の統合、すなわち、農産物の工業加工による付加価値の増加、加工製品の発展による工業原料としての農産物の地元における利用。

— 農業及び加工製品における生産構造、生産プロセスの流通システムの近代化。

3) 次の方法による農業部門の資本強化

— 生産分野及びインフラの近代化に対して投資を行うための特別融資ラインの設置。

— 自己資金の蓄積

— 外国資金の調達

2) 合理化と生産性の向上により他の部門と均衡した価格を付与生産余剰品の削減とこれら余剰品の自由競争による販売を促進する。基礎食糧品の生産と国内供給には特別の配慮を有する。

3) 農業部門に対する政府の介入度合を減少し、とくに最低価格保証制度による市場介入の方法を変更する。民間部門による生産者との直接取引の方法を奨励する。

4) 農業融資システムを次の方向に向ける。

- 生産性の向上を目的とする生産者に対する融資量を増大する。
- 多くの農業者が融資システムを利用し得るよう融資手続きの簡素化を図る。
- 環境保全政策における農業生産拡大の限度を設定する手段として、移動することのない持続性のある農業を奨励し得るよう各生産農場への直接投資を増加する。

5) 次の事項を振興する

- 近代化かつアイトミア法による中小生産者との組合員とする協同体の組織とくに政府が実施する入植プログラムにおける協同体の組織強化を図る。
- 農業部門に対する新しい経済政策すなわち従来の水平的成長より垂直的成長への転換を図る政策下での大中小農家の連続した成長。

6) 以上のプロセスの中で農村労働者を次の方向に向ける。

- 農業部門の近代化に伴って農村労働者の技能の向上。
- 農村労働者の所得の増大

以上の目的を達成するための戦略を次の通り述べている。

農業部門に対する新経済政策は食糧生産と工業原料の生産を保障し、同時に生産手段の効率化による生産コストの低減を図るものである。これは「50年計画」の重要な部分である。

この政策を実施するための基本方針としては、生産より消費にいたる段階における国の補助を中心とした介入を廃除することによって規制の緩和、簡素化を図り、市場経済の原則に委ねる方向に向けることとする。

新農業政策は 1991/1995 年間に少なくとも次の基本的な目標を達成するものとする。

- イ) 国際市場におけるブラジル農産物の競争力強化
- ロ) 量的、質的に国内供給態勢の改善及び完全保証在庫の形成と海外輸出用余剰品を得るための生産の増大。
- ハ) 環境問題の改善。

以上の目的達成のため経済省及び農務省を主体として文部、農林、労働各省及び大統領府、地域開発庁、科学技術庁の参加により次の二つのプログラムが推進される。

イ) 農業部門の競争力強化プログラム (P.C.A.)

本プログラムは、ブラジル農産物の海外市場における競争力強化を図るに必要最新の技術の開発と移転を主要目的とするものである。同時に農業部門に対する政府の介入を軽減し、政府の干渉は市場安定のために不可欠とみとめられる場合にのみ実施する方針とする。

技術の開発及び移転については農業部門に関連する政府機関と科学分野との密接な関連が要求される。同時に農業生産者がより効率的農業技術を受け入れ得るメカニズムの設置を必要とする。

本プログラムは、州政府、市行政及び農業部門に関連する団体とにより実行され、そのために必要とする資金は現存する各基金及び新たに設定される基金より支出される。

ロ) 地域別農業生産プログラム (P.R.P.A.)

このプログラムは、次の二つの目的を持つ。

- 1) 各地域の農業適性に応じた投資を行ない、土地の合理的利用によって全体的生産の増大を図る。
- 2) 農やサービス部門(農村電化、かんがい、輸送、通信、貯蔵等)の拡大を伴う生産目標を達成し得る新しい農村総合開発のモデルを設定する。

以上の目的達成のためには次の事項を必要とする。

- 1) 各地域内におけるアグロインダストリー設置に対する後援
- 2) これらアグロインダストリーの中、生産地帯に近い、小都市にある農産物原料の加工工場を設置を振興する。
- 3) 生産地帯の社会組織、協同組織、及び経済社会インフラの設置。

以上を推進するに於て政府は、次の政策を必要とする。

- 1) 農業部門に対する新しい投資政策、同政策には、各部門別政策を合外、部門別政策により、民間部門の参加による設備能力の増大を促進する。
- 2) 従来の最低価格保証制度に対する新しい農産物価格に対する政策、政府は戦略的在庫を確保する特権を持つ。

具体的には次の政策を講ずる。

- 1) 最低価格及び燃料価格の全国画一制度を廃止し、これらの価格が地域の価格水準に服したるものとする。このことは、政府の経済安定政策にも影響を及ぼす。
- 2) 農業部門に対する投資基準の規制解除。
- 3) 農産物、農業機械及び生産資材の輸入と輸出にかかわる関税の再検討。
- 4) 生産性の向上を図る方針のもとに行なう投資政策の方向づけ。
- 5) 各政府機関により、固定資産への投資に対する融資ラインを通じ各種インフラの近代化を図るプログラム。
- 6) 国家開発基金を定める憲法の規定に順じ、国の経済政策の中核とする国家開発戦略を策定する。

1.1.2 政策内容

省同布告才477号を中心として実施に入ったコロン政府最初の農業政策は、自由市場の原則に依りて農業生産の方向を定むると同時に農業技術の向上を図ることとを基本方針としている。70年代よりとり入れられた開発モデルは強力な政府の恩恵供給の下に農業前戦として中西部地方に於ける農地面積の拡大を主体とするものであった。その結果は生産地帯が年々消費地帯や輸出港より遠かり、取説コストとして輸送コストの増加から奥地方に於ける穀物の生産は政府の最低価格による買上げがある場合のみ経済的に可能性を有つ状態に置かれるようになり、政府の補助に支えられる農業生産形態となつて来た。

コロン政府の農業開発政策は、このように変形化された形態を改め市場経済の中で自立し得る農業を求むる方向に傾けるため、単位重量あたり輸送コストの高い作物の消費市場や輸出港に近い地帯に於ける生産性の向上を中心とした生産の増加を図り、奥地方に於けるこれら穀物の生産は原料の可、消費市場へ搬出、又は輸出に傾けるのではなく、工業原料として地元で加工し付加価値を高めて市場に搬出する形態に変えることを目的としている。

新農業政策は、このように国の援助による支えられきた従来の生産形態の転換が、この間に各種の問題、とくに補助金支出の増大が国の財政を圧迫し、これがインフレ要因の一つでもあったことから、これらの形態を自由市場の原則に依ることとを主眼としたものである。この新農業政策として下りる手段として次の措置が採用されている。

1) 最低保証価格制度の改訂

最低保証制度は、農業融資制度と共に農業政策の中心となつた政策手段であった。対象作物は、作物目により、毎年市場と政府の方針に依りて価格が設定され農業生産の方向づけを行なう手段として用いられて来た。すなわち国内供給が危ぶまれるため生産を増大しなせしめたり、高い作物に対しては高目の価格を設定し、逆に国内の供給量が過剰気味で価格が低下し農業の収益を圧迫している作物は、更に生産の過剰を避けるため低目の価格を設定して生産への関心を減らせるなどの方法がとられて来た。しかし輸送インフラの不備で貯蔵施設も乏しい奥地方においては、例え低目の価格であっても最低価格での政府買上げが唯一の取説方法となつて来たところが多く、これら奥地方に於けるところも、米などの生産は、年々増加し、政府が義務的に買上げられた作物は、地元の不備な施設に保管され、消費市場に輸送する経済的可能性もなく、長年に貯蔵される中に品質は低下し、遂には腐敗し廃棄之余儀なくするケースも続出して来た。

新政策ではこの弊害を改める方法として、次の改訂を行っている。

1) 最低価格保証制度対象作物数の減少

従来最低価格制度の保護下にあり、41品を10品目に減少した。最低価格が引続き保証される作物は国内の食糧供給、工業原料及び地域経済に於いて特に認められる作物である。

新最低価格保証制度下の作物

作物別	単位	適用開始時期	BTNによる調整期間
綿(実綿)	15 kg	91年 2月	91年 7月 2年
水稲(物)	50 "	"	"
陸稲(物)	"	"	"
南部・南東及び東北地方の一部	60 "	"	"
マト・アロソト・スル・ゴヤス地	60 "	"	"
マト・アロソ州・トコカンズ	60 "	"	"
その他	60 "	"	"
カルナソーバ豆	15 "	90年 7月	注1
アエソコ	40 "	90年 11月	91年 3月
シュート及びマルバ	1 "	91年 2月	91年 7月
ウソコ(根)	1 t	91年 1月	91年 12月
トウモロコシ	"	"	"
南部・南東及びハイア州	60 kg	91年 2月	91年 7月
マト・アロソト・スル・ゴヤス地	60 "	"	"
マト・アロソ州南部及びトコカンズ	60 "	"	"
マト・アロソ州及びロライマ	60 "	"	"
サイカ	1 "	90年 7月	注1
大豆	"	"	"
南部・南東及び東北地方	60 "	91年 2月	91年 7月
マト・アロソト・スル・ゴヤス地	60 "	"	"
マト・アロソ州南部及びトコカンズ	60 "	"	"

注1: CFP.

2) 地域別最低価格の設定

従来最低保証価格は全国統一に設定され、同一作物の政府買上げ価格は沿岸地方でも奥地方でも同一価格であった。このため輸送コストが大きい奥地方では最低価格で買上げられた政府ストックが輸送費を加えて消費市場に着くと輸入品よりも高値となる事態が多く発生し、経済性の観点から多くの批判が行われてきた。コロン政府の新農業政策ではこの弊害を廃し自由市場経済の中で可能性のある価格とする方法を採用するから、地域別の特性に依りて最低価格設定の方法が採用された。この改訂は、コロン政府が行った農業政策の中では最も大きな制度の変更であり、今後の地域別農業形態を変わらざる要素に於けるものと思われる。

新最低保証価格は地域別(北部, 東部, 中西部, 南東部 & 南部)にそれぞれ異なる価格とし、
 東地方とくに中西部地方における価格は、沿岸地方の価格より輸送コストを差引いたレベル、すなわち東
 地方で政府が買上げた作物を輸送コストと共に消費市場に運んでも消費市場では通常の相場
 の枠内にある方法とした。当然の結果として東地方における最低価格は従来よりも実質的に低い
 ものとなり、生産農家の収入を減少させ、必然的に当該作物に対する生産意欲を落すこととなるが
 この傾向も政府の意図するところであり、東地方に於いて経済性が少なく政府の補助を必要とする作物
 などとして、大豆やとうもろこしなど単収が低く、重量が重い作物の生産を抑制して消費市場
 や輸出港に低コストで輸送出来る地域に重点を移行し、東地方においては単収重量が低い単
 収の高い作物(小麦)やフエゾン等の生産を奨励する方向としている。大豆の場合を例にとり
 ともとも生産が奨励される南部、南東地方に於いては、従来の最低価格に52%の調整を
 行ない、これに続いて採算圏内にあるマト・グロソド・スル州、マラニオン州及びコヤス州で46%の
 調整を行うが、印加州の農業前線地帯のマト・グロソ州の場合は25%の低い調整率に止
 り、アマゾン地帯に対しては最低価格制度の適用外地域とした。とうもろこしの場合は更に格
 差が大きくなり、南部・南東地方の57%、マト・グロソド・スル州コヤス州の31%に対しマト・グロソ州
 の場合はわずか5%の調整にすぎない。又、アマゾン地帯の場合は最低価格制度は適用
 するが調整率は0とした。これらの調整率は調整された価格が各地域の市場価格に近い
 ものであることを示している。

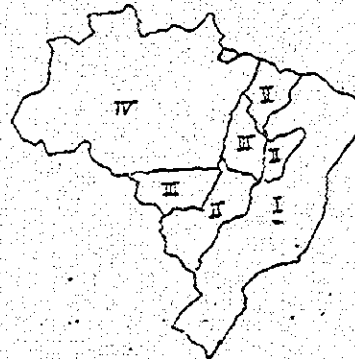
地域別に設定された主要作物の最低保証価格は、次表の通りである。

大豆の地域別最低保証価格(1990年8月)

地域別	I	II	III	IV
改訂前最低価格(¢/kg)	388.20	388.20	388.20	最低価格保証
改訂後最低価格(¢/kg)	590.00	567.00	487.00	制度より除外
調整率	52%	46%	25%	
市場価格(¢/kg)	620.00	605.00	506.00	
10/91農年の生産目標	14,140,000t	5,252,000t	257,692t	623,216t
合計生産量(%)	68%	25%	4%	3%
バリエーションの差(¢/kg)	100.00	130.00	-	-

出所: CTP.

- 注: 地域 I 南部・南東部、マラニオン州 & パナマ州の一部
 II マト・グロソド・スル州、コヤス州、アラゴアス州
 III マト・グロソ州南部 & トカンティス州
 IV マト・グロソ州北部、マト・グロソ州、アクリ州地、アマゾン地域

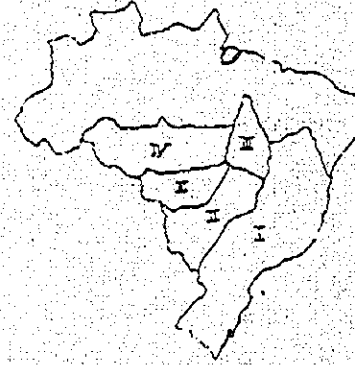


とろろニシカ地域別最低保証価格 (1990年8月)

地域別	I	II	III	IV
改訂前最低価格(0/1俵)	323.40	323.40	323.40	323.40
改訂後最低価格(0/1俵)	477.00	425.00	340.00	323.40
調整率	54%	31%	5%	0%
市場価格(0/1俵)	477.00	404.00	360.00	400.00
99%米生産者目標	17,796,000t	3,952,000t	721,000t	369,000t
全国生産ニシテ	78%	17%	3%	2%
差		70.00	177.00	

出所: CFP

- 注: 地域 I 南部・南東部 及び バイア州南部
 II マト・グロソノト・スル州, コヤス州, ナラニヤ連邦区
 III マト・グロソノ州南部 及び トカンチナス州
 IV マト・グロソノ州北部 及び ロンドニア州

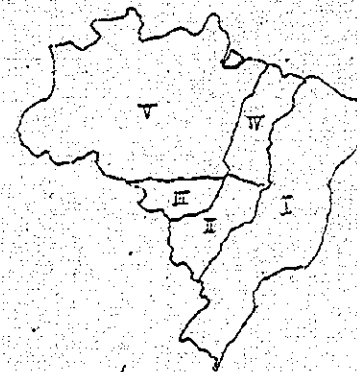


米(暹羅)の地域別最低保証価格 (1990年8月)

地域別	I	II	III	IV	V
改訂前最低価格(0/1俵)	458.40	458.40	458.40	458.40	458.40
改訂後最低価格(0/1俵)	691.00	630.00	567.00	567.00	458.40
調整率	51%	37%	23%	23%	0%
市場価格(0/1俵)	650.00	574.00	550.00	550.00	550.00
99%米生産者目標	1,873,000t	721,000t	321,000t	1,041,000t	133,400t
全国生産ニシテ	46%	18%	8%	25%	3%
差		81.00	117.00	112.00	286.00

出所: CFP

- 注: 地域 I 南部・南東部 及び マラニオン州を除く東北部
 II マト・グロソノト・スル州, コヤス州 及び ナラニヤ連邦区
 III マト・グロソノ州南部
 IV トカンチナス州 及び マラニオン州
 V マト・グロソノ州北部



米(水濁)の最低保証価格 (1990年8月)

地域別: 全国一律の価格で地域別を区分しない
 改訂前最低価格 (1俵 30kg当り): CR 498.00
 改訂後最低価格 (" "): CR 742.00
 調整率: 50%
 市場価格: CR 618.00
 生産規模 (88/89, 89/90 農年平均): 4,569千t (全国米生産の 47%)

ハ) 最低保証価格の質的引上げ

最低保証価格算定の基準は生産コストをカバーすることを目的として行われてきたが、新農業政策では対象品目の中、国際市場に付いては国際市場価格を標準として最低価格を算出する方法に改め、市場価格に接近させることにした。しかしこの新しい方法による最低価格が国内市場に混乱を及ぼすことのないよう、市場価格よりも常に5%低い価格とすることが決定されている。

この原則のもとで先示した通りとうもろこしについては最高54%、大豆の場合には52%の調整が行われており、絶対量の不足が予測される米については例外的に市場価格を14%上回る価格とし、作付意欲を喚起する対策がとられている。

ニ) 農業融資制度の改訂

イ) 生産者融資基準額 (VBC) 設定基準の変更

生産者融資基準額 (VBC) は国の農業融資政策を定める重要な手段として、79/80年度から採消されたものとして作物別に融資のための基準額を設定し、生産者のカテゴリー (大、中、小の分類) に応じ、その融資率を決定する方法が行われてきた。その目的は農業融資が一部の生産者だけに政治的力を持つ大農に集中することなく、多くの生産者に平等に融資の利用を行わせることになり、カテゴリー別に生産者の自己資金使用率を定め不足する分の融資を行おうとするシステムである。又、特に重要な作物に対しては、VBCのレベルを上げて生産を保証する方法も行われ、最低価格保証制度と共に農業政策を支える二本の柱としての重要性をもちてきた。

このような条件の下に実施された生産者融資基準額の設定は、又、一農年において必要とする資金量をあらかじめ算定することを可能とし、そのために必要とする資金源獲得のために重要な制度であった。

生産者融資基準額の算定基準は、生産コストをカバーすることを原則としてきたものであるが、その後大きな変動を続けてきた国内経済情勢の中で次第に生産コストとの開きが拡大、VBCの100%を受けず生産費が不足する事態が発生して来た。新農業政策ではこのような歪みを是正すると共に次の一歩の措置を行っている。

ロ) VBC 価額の価値修正

国内インフレの進行と共に名目価額の価値が減少していくのを避けるため、インフレ率に応じて毎

月名別係数を修正する方法は採用された。この場合のインフレ係数としては、政府が毎月発表するBTN(消費価額)の変動率を適用することとし、その計算を容易とするため、90年8月における各VBCのBTN数を算出し、以後これを基準として毎月の係数を算し、その月のVBCが算出されるシステムとした。

BTNはこれにより以後91年1月まで通貨価値修正の係数として用いられてきたが、同月に実施された「コロンボプラン」による経済安定策の中でBTNが廃止されたため、以後のVBCは同プランによって設定された金額が継続して用いられている。

ロ) 生産者カテゴリーの改訂

生産者の融資基準となるVBCは、先に述べた通り各作物別に設定されるが、これを必要とする生産者が、この金額の融資を受け得るものではなく、特に不足し生産が奨励されている作物(豆と豆は「フェイス」)を除き生産者が生産者の一部を負担する義務が課せられている。この場合生産者は若農規模に応じて大農、中農、小農に分類され、資金力のある大農は自己資金負担率を高く、又資金力に乏しい小農はより多くの融資を受け得るシステムとなっている。

この場合の基準となる大、中、小及びミニの生産者カテゴリーについては生産物の売上高によって分類する方法となっており、新農業政策では従来の基準を改訂し中農及び小農の範囲を拡大し農業融資の利用率を高める方法とした。

新しい分類方法によるともとの規模の小さいミニ生産者(零細農)の場合には平均売上高が、800 MVR(最高基準額)、すなわち90年8月時点でCR 762千(自由レート換算US\$ 2,965)以下のもので、小農系者は平均売上高が500~2,400 MVR(CR 1,286千 ~ US\$ 26,594)中農は2,400~12,000 MVR(CR 11,430千 ~ US\$ 134,470)、大農は12,000 MVR(US\$ 134,470)以上とすることとした。又、養蚕、養豚農家には別途の基準が定められている。

この新しい分類による農業融資の配分率は、90/91農年の前期採用として予定されているCR 299,300百万(US\$ 3521百万)の中、小農(ミニを含む)が25%、中農30%、大農が45%の割合となる。

生産者カテゴリー基準

生産者分類	農業全般	養蚕及び養豚農家	養豚農家
	売上高 MVR	売上高 MVR	売上高 MVR
ミニ農家	最低 ~ 最高 ~ 800	最低 ~ 最高 ~ 1,600	最低 ~ 最高 ~ 2,000
小農	800 ~ 2,400	1,600 ~ 4,800	2,000 ~ 6,000
中農	2,400 ~ 12,000	4,800 ~ 24,000	6,000 ~ 30,000

大 農	12,000 ~	24,000 ~	30,000 ~
-----	----------	----------	----------

出所: CMN.

ハ) VBCの融資枠

以上の生産者カテゴリーに従い、各作物別の生産費融資の貸付限度が次の通り決定された。

新しい融資枠によると基礎食糧品に対して特別の取扱いが行われており、中でもブラジル人の基礎食糧品として重要な作物でとりわけ生産が極めて不安定なトウモロコシ、マニエーカについては、生産者のカテゴリーにかかわらず、VBCの100%の融資を行って生産を保証し、その他米(陸稻、水稲にかかわらず)、とうもろこし、ソルガム、ジャガイモ種子などの飼料作物、生産費として重要な作物に対しても小農の場合は100%、中農もVBCの80%までの融資が受けられるシステムとし、基礎食糧の生産の主体とする小農業者を保護する政策がとられている。逆に資本力を備った大農に対しては農業前途を除く地帯の綿花や大豆作に対しては僅か20%の融資に抑えて自己資金の負担を増加させ、次年度の供給バランスが危ぶまれる米や飼料作物(とうもろこし、ソルガム)に対して60%までの融資をみとめている。

融資の方法については、各作物について資金を必要とする時期に応じた分割融資の方法がとられる。融資回数はほとんどの作物について前後3回にわたって行われ、植付作業の準備が開始する8月に1回(米の場合70%、大豆の場合75%)、追肥と地生期間中の管理を必要とする10月に2回目、収穫に入る2月に残額が融資されるシステムである。

VBC(生産費融資基準額)の融資限度

作物別	対象地域	小(ニ)農	中農	大農
綿	トウモロコシ、マニエーカ			
	マニエーカ	80	60	50
	その他	80	40	20
落花生	全 国	80	50	30
米(陸稻、水稲)	"	100	80	60
ジャガイモ種子	"	100	60	40
カニエー・ナット	"	80	50	30
カルナラハ・大豆	"	80	50	30
マニエーカ	"	80	50	30
とうもろこし	"	100	80	60
サトウキビ	"	80	50	30
大豆	中西部地方	70	40	30
	北東部地方	70	30	20
ソルガム	全 国	100	80	60
いんげん	"	80	60	40
マニエーカ	"	100	100	100
マニエーカ	"	100	100	100

出所: CFP.

VBCは、各農家の置える実収にもとづく生産性(1ヘクタール当りの収量)を基準として設定された割合をBTNに換算して各融資時期(1回と2回と3回)に分別して各融資時期におけるBTN係数と乘じて融資額が算出される仕組みとなっている。その後91年1月に実施されることになるコロンブスでは、このBTNを廃止し、この方法は繰返さなければならない新しい方法についてはまだ発表されていない。

VBCの1例としてとうもろこしと大豆の場合をみると次の通りである。

VBCと融資時期(とうもろこしの場合)

1ha当りの生産性(kg/ha)	VBC (円/ha)	BTN表示	1回融資(%)	2回融資(%)	3回融資(%)
~ 900	4,454.69	83.41	8月 55%	10月 30%	2月 15%
901 ~ 1,300	6,546.94	122.96			
1,301 ~ 1,700	9,100.04	170.37			
1,701 ~ 2,100	11,089.45	207.64			
2,101 ~ 2,500	12,611.02	236.13			
2,501 ~ 3,000	14,731.21	275.84			
3,001 ~ 3,500	15,795.96	297.51			
3,501 ~ 4,000	19,016.92	357.76			
4,001 ~ 5,000	21,724.41	406.77			
5,001 ~ 6,000	24,786.24	464.10			
6,001 ~ 7,000	29,272.73	548.48			
7,000 以上	33,797.22	632.86			

(大豆の場合)

1ha当りの生産性(kg/ha)	VBC (円/ha)	BTN表示	1回融資(%)	2回融資(%)	3回融資(%)
~ 1,250	12,053.98	225.70	8月 75%	10月 15%	2月 10%
1,251 ~ 1,500	12,967.74	242.80			
1,501 ~ 1,750	15,372.17	287.83			
1,751 ~ 2,000	16,348.98	306.12			
2,001 ~ 2,400	17,150.12	323.57			
2,400 以上	19,721.38	373.01			

出所: CFP. 注: 90年8月1日のBTN = 0R53.4071 ~ 400

付加、落花生、陸稻、水稲、大豆及びとうもろこし(ハイブリッド種及び普通種)の種子生産に対しては、それぞれ普通種(種子ではない)のVBCに次の比率を乗じたものを種子のVBCとしている。又種子の場合、生産者のカテゴリー別融資限度は、小農(3=2含む)80%、中農60%、大農40%である。

種子生産に対するVBC

種子別	%
落花生	7
陸稻	9
水稲	9
とうもろこし(ハイブリッド)	37
" (普通種)	21
大豆	17

出所: CFP.

2) 農業融資利息の改訂

コロン政府が最初に実施した農業政策の中で最低価格保証制度やVBCの改訂と並んで特筆されるものとして農業融資利息の改訂がある。これは従来年割12% + コレソン(通貨価値修正率)となっていた政府の農業融資利息を、資金源が政府支出のものについて7%に落とし、小農業者を主に対象とする貸付、このり資力の乏しい生産者の保証を一段と強化した点が一挙にあげられる。

90/91年度の農業融資資金としては総額4,465億フルセーロ(70年8月時点の換算で525億ドル)が必要とされ、この中、3,076億フルセーロ(70%)を生産費、745億フルセーロ(17%)が農業投資、残り624億フルセーロ(13%)が取残のための融資に向けられることが計画された。又、融資時期としては、2,990億フルセーロが70年中、残りの1,475億フルセーロが91年に入って支出されることとなる。

上記農業融資の資金源としては民間銀行が義務づけられている当座資金残高の一部、ブラジル銀行の農業貯蓄基金(ボ-ハンサルラル)、憲法によって定められる国家予算上の支出等従来の資金のほか、農業部門の所得税や、住宅金融機関が中央銀行に納入する住宅金融回収金の10%等が新しい資金として加えられる。

これらの資金の中、70年支出分については国家予算を源資とする資金を中心とした1,631億フルセーロ(全体の36%)を年利9~12%に抑え、残り1,362億フルセーロを年利20%前後の一般商業銀行融資とする融資が実施される。これらの70年度の農業融資資金の中、政府関係資金としては、PROTIC(灌漑融資プログラム)、PRODUCER(セラト州務プログラム)、PAPP(小農業者後助プログラム)等270億フルセーロの解凍のほか、憲法にもとづく国家予算上の支出は総額210億フルセーロとブラジル銀行、東北銀行及びアマゾン銀行が分担支出し、連邦政府は600億フルセーロを支出して小麦の買上げ、東北地方の収穫物販売資金に向けるとなる。

又、農業投資資金としては、従来、工業融資の外に支出されてきたBNDES(社会経済開発銀行)のFINAME(特別工業融資)資金が農業機械の購入資金として融資されることを決定した。

以上のように90/91年度に対する農業融資は資金準備の面、利息の面にかいて大分は優遇策が取り入れられたが政府が予定した融資源資の中には、前回貸付分の回収金を多く含んでいながら予定通りに回収一新貸付がスムーズに行かぬにつれて大分は懸念があらたくなり、実際に回収の遅延一貸付時期の資金不足が露見、当初政府が掲げた目標通りとはならず、融資

下記に於ける短期之挽回、そのために生産性を高めた作物を多く出す結果を生じており、91年当初の乾
燥による被害も加って90/91農年の収穫は、政府の期待之中に下廻るものと見られる。

90/91農年の農業融資と金融

資金源	90/91農年の農業融資と金融			計
	生産費	農業投資	双元融資	
農林省特別予算	0	27,477	0	27,477
BNPFI/FINANCE 資金	0	12,051	0	12,051
農林省設置の基金	4,750	14,500	2,250	21,500
農林省8922 資金	30,000	20,000	0	50,000
農林省一歩中子金	112,230	200	0	112,430
NYCR 6.2 資金	65,482	300	0	65,784
NYCR 6.3 資金	62,176	0	0	62,176
同 家 予 算	35,000	0	60,110	95,110
計	307,640	77,530	62,360	447,530

出所: C.P. BACFN, B.B.

1) 各地の改訂事項

90年8月に決定された農業融資制度に引入られたこの地の改訂事項として次のものがある。

一 地域区分の一部変更

新VBC制度の一部として従来東北地方に含まれていたハイア州内の一部の地域(農業融資マニ
ラで「北地域」となっていた地域)を中央・南部地方(南部・南東)及び中西部地方)に所属させた。

一 養鶏業の新プロジェクトに対するインセンティブ

1986年に決定された生産目標計画を遂行するに、新規に水稲生産のプロジェクトを開始する生産
者に対しては、90/91農年まで中・大農に対してはVBCの100%を融資することを決定した。

一 ラミー 及び 中子金の生産費融資

ラミー(穀類作物)及びマユの生産費融資はVBC制度より除外し、これらの融資申請の中で融
資の対象となる項目に対し、ミニ農は小農の80%、中農50%、大農30%の比率で融資を行
うことが決定された。

2) この地 短期の政策

以上のほか 90/91農年に対して採用された政策としては、次のものが追加される。

i) 東北地方対策

東北地方³1988年と89年には予想以上の収穫をあげたが90年の収穫は天候不順
によって再び生産を低下して政府に対する特別の後助が必要視された。とくに基礎

的作物であるライオン、とうもろこし、綿、及び油脂原料作物の作柄が悪く収量が減少する見込みが強いこと、収穫物を安値で手離すことによる販路融資に特に配慮が行われ、東北地方に対する融資基準が設定された。

ウ ココア部門対策

すでに長期にわたって国際価格の低迷が続いているため、ハイア州を中心とする生産地帯は不況の底にあり、輸出会社の中でも破産申請に追い込まれる企業が続出している現状から、その救済対策として従来ココア及び副産物の輸出に際して課税されていた輸出税の免除を更に1年間延期することが決定された(注:ココアの輸出税免除は、89年の中銀次政第1665号によって1年間免除が決定している。)

エ ライオン及びマンジョカに対する特別対策

ライオンとマンジョカは、ブラジル人、とくに低階層の基本的な食料であるため、国内供給の保証は極めて重要な事項となっている。しかし現実には、もつとも不安定な作物で供給の不足が度々発生し、その都度価格の高騰、緊急輸入などを繰返している。とくにライオンの場合、問題となるのは、ライオンが実際的に普及していない農作物のため世界の貿易量は少なく供給国がごく一部の国に限られることである。このため場合によって供給国不在の事態も考えられるため国内での生産増加が必要となる。又、国内のライオンやマンジョカ作は、小農家による場合が多く、これらの農家が資金が乏しく投資能力を有していないことも生産が伸びない地の理由とされている。

これに対する政府の対策としては、新政府の方法を踏襲したもので生産者のカテゴリーにかかわらず VBC の 100% を融資することとするほか VBC を毎月インフレ率に合わせて調整し、常に VBC が必要額をカバー出来る態勢とされた。

オ 砂糖及びアルコールに対する特別対策

89年末から90年始めにかけて外からの深刻なアルコール不足の原因が砂糖キビ価格の統制による生産者収益の低下にあることからアルコール対策は緊急の事項として取扱われており、消費者に負担をかけることなく砂糖キビ、砂糖、及びアルコール生産者の収益を増加する対策がとられた。

なお砂糖及びアルコール生産、販売を統轄する機関である IAA (砂糖アルコ-

ル院)は最も効率的な機関の1つとしてコロンビア政府の行政改革により廃止され、以後大統領府直属の地域開発庁、砂糖、アルコール局にその業務が移管されている。

ホ) 環境保全対策

コロンビア政府の農業政策では従来に増して環境問題に対する配慮が行われてきているのが注目される。従来も各政府の農業政策の中に環境問題は常に含まれてきたが環境破壊が極度にすすみ始めている今日、国内、国際世論の前にも政府としてきかしい態度を迫られるものといえる。中でも最低価格保証制度の中でアマゾン地方を穀物生産地帯より除外する決定、すなわち、アマゾン地方の穀物生産に対しては政府として何等の保証も行わないとする態度が明文化されたことは画期的なことである。すなわち、このようにした場合とするとアマゾン地方の最低価格に何等の調整も行わず南部、南東地方で50%以上の調整を行なったのに対しアマゾン地方は従来価格、従って市場価格に比して極めて低い価格を継続することを決定したほか大豆の場合はアマゾン地方を最低価格制度より除外することを決定している。

ハ) 輸入関税の引下げ

生産コストの軽減と農業投資の促進を図るための農業機械及び生産資材の輸入関税引下げを含む関税制度の改訂を行った。新関税表による輸入税率は15~50%で、この中農業生産資材及び機械類の税率は25%と18%。

4) 中長期の政策

イ) FIMAME 資金の農業部門への融資

BNDES(経済社会開発銀行)の工業特別融資制度(FINAME)を農業用機械に適用することを決定した。

融資額は1970年中に120億ルビエに達した。91年以降4年間に1,060億ルビエに達する予定となっている。

ロ) 各開発資金の解除

PROFIR(灌漑融資プログラム) PRODECER(セラー内蔵プログラム) PAIP(農業者援助プログラム)各資金の解除。

ハ) 世銀融資資金の解除

FNDA(国家投資奨励プログラム) FNDK(国家農業開発プログラム)に対する資金として世銀融資資金を解除する。

ニ) 農業保険制度の改訂

農業保険制度(PROAGRO)の改訂を図るための準備をすすめる。

1.1.1 91/92年への期待と政策

1.1.2 概要

コロン大統領は、7月始めサン・パウロ州の農業都市アラゼンテ、フォルゼンテ市を訪問の際、ヤ
 ンゴ州に於ける91/92農年に対する政府の方針と対策を発表した。政策発表に先立つ演説の中で
 大統領は、「本日発表する91/92農年の農業パッケージ(注:農業に関する一連の政策)は、生産者の
 希望をすべて満足させるものではないことは、分っているが政府としては現在の困難な情勢の中で行
 ない偉大な努力を行つたつもりである」と述べ、この農業パッケージにより農業生産が大幅に増加し
 国内の食糧供給を確保することを期待し農業界にそのための努力を訴えた。

91/92農年の作付開始の前にサン・パウロ州の農業中心地帯で行われたこの大統領発
 表は、コロン政権最初の収穫であった90/91農年の穀類生産に最近数年間の生産量としては最
 後の56.0百万トンに落ち今年中に大量の食糧輸入を余儀なくしている現状を憂へる必要から、例年よ
 りも早く政府方針の発表を行ない生産者の作付意向を判断したものと解釈される。

90/91農年の穀類(注:穀物及び油糧種子)生産についてはIBGE(ブラジル地理統計院)が
 4月に行つた調査結果によると56.7百万トン×CNA(国家供給局)のターゲットでは55.8百万トンと推
 定されて例年87/90農年と同規模のレベルながらこれまでの生産記録となつた88/89農年の72
 百万トンと比較すると実に(-)23%の大幅な減少となる。

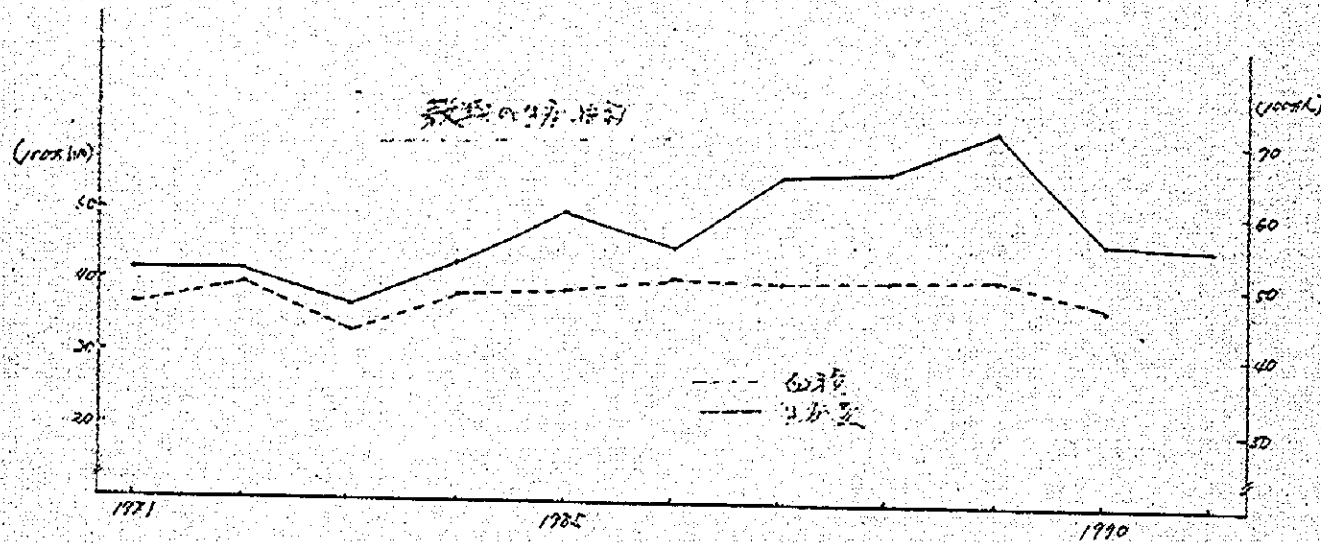
このためIBGEでは政府に対し、すでに減少した前農年と同規模程度の生産量では需要面
 で何等かの変化が生ずる場合恐らく供給バランスは崩れ国内の食糧供給に支障があることを示
 唆し、然るべき対策をとる必要のあることを警告した程である。この生産干ばちは小豆を始め
 とした冬期作物が不確定要素として含まれており、前年のレベルと今年の生産推定量としているものの
 天候条件が良好ならば最低でも前年のレベルを上回る可能性が残されているものの、その
 場合でも1~2百万トン程度の差であり、大勢を大きく変えることは、すでに不可能な状況にある。

穀類の生産推移

収穫年度	面積 1,000ha	生産量 1,000t
1981	37,548	51,755
82	40,305	51,986
83	33,717	47,255
84	38,042	53,448
85	39,422	60,423
86	40,786	55,619
87	40,127	65,021

82	40,327	66,369
89	41,950	72,371
90	37,276	56,671
91	---	55,784

※所: 1982 90, 91年は CNA. 又未発表



最近3年間の穀類生産推移

作物別	収獲年度	1987	1990	1991	89/91年比較(%)
1) 穀物					
とろろ3ニシ		26,589.9	21,297.8	23,026.6	(→) 13.2
米		11,029.8	7,425.0	10,019.3	(→) 9.2
小麦		5,552.9	3,139.7	3,303.9	(→) 40.5
フエイシヨウ		2,308.3	2,239.3	2,542.4	12.2
ソルガム		235.8	226.2	330.5	40.2
大豆		247.5	160.4	210.1	(→) 15.1
かぶす麦		228.2	193.1	225.9	(→) 11.1
ライ麦		4.0	4.6	4.4	11.0
小計		46,176.4	34,686.1	39,723.1	(→) 14.0
2) 油脂原料作物					
大豆		24,051.7	19,887.9	14,508.5	(→) 39.7
綿		1,844.2	1,811.6	1,254.9	(→) 32.0
落花生		150.2	137.5	137.4	(→) 8.5
ヒマ		128.1	147.9	160.5	25.3
小計		26,174.2	21,986.9	17,061.3	(→) 38.6
合計		72,370.6	56,671.0	55,784.4	(→) 23.9

※所: 1982, CNA

以上のような生産減少は、当然の結果として主要農産物の国内在庫を大巾に減少させ、189Eの調査結果による90年末の在庫は、過去に例のない最低のレベルに落ち、次期農年の引続く生産停滞予想と共に国内供給態勢がかなり悪化している状況にある。

この国内在庫調査は、189Eが240トン以上の能力を持つ全国15千の貯蔵施設を対象として1987年以降行なわれ、政府の農業政策設定上、重要なデータとされてきたが、一般に公開されなかった90年末在庫調査が始められたことで、主要作物の国内在庫状況が明らかとなった。

主要穀物の国内在庫状況

期 日	米	コーヒ	ライオン	とうもろこし	大豆	小麦
1987年 6月 30日	6,355	1,570	229	7,905	6,425	1,613
12月 31日	4,608	3,826	155	4,428	677	4,584
1988年 6月 30日	7,289	3,481	217	7,396	7,785	2,915
12月 31日	5,467	3,700	162	4,843	824	4,515
1989年 6月 30日	6,270	2,823	93	7,202	11,432	2,507
12月 31日	5,257	3,286	66	5,210	1,224	4,075
1990年 6月 30日	5,706	3,717	82	6,382	10,313	2,720
12月 31日	3,637	3,600	65	7,922	1,681	2,638

出所: 189E

上のストック状況にみられる通り、全般にレベルの低下が観察されるが、中でも重要な飼料作物であるとうもろこしは、前年末の在庫量(-)44%減少したわずか2.9百万トンに止まっている。この在庫量に91年の生産量と推定されている23.0百万トンを加えれば91年の総供給量25.9百万トンに91年の消費量と推定される25~26百万トンを賄うにけり、精一杯であり、戦略在庫として次期に繰越すべき100~150万トンの余裕は全く輸入に依存する以外にはない状況にある。このような供給態勢を更に悪化する問題としては、国内ストックの分布が中西部地方に66%が集中しているため特に不足する東北地方への輸送コストがかさみ、経済的にみて供給は不可能な状況に近い。この地域への供給も輸入品に依存することとなるのは、輸入量は更に増大することとなる。

ブラジル人の基礎食糧として重要なライオンも又極めて低い在庫状況にあり、90年末には僅かに64.5千トンと保有したに過ぎない。150万トン以上の在庫を保有していた87年末、88年末と比較して大きな減少である。

米の場合も同様の状況にあり、88年、89年と保有した500万トン以上の在庫は90年にいっせいに364万トンに減少、これも国内供給に大きな不安がみられる。すでに年頭より輸入が行なわれ

ていす。

大豆の場合、87年以降年末のストック量としてはもっとも大きく、大中の減少が予想される91年収穫と合しても国内の工業原料としての供給には、問題はなにも原料生産の引き続く減少は、輸出余力を大中に落すこととなり、国の外貨収入に大きな影響を与えることが予想される。このため経済省、外国貿易局でも今年の大豆及び副産物輸出は、前年と比較して大豆(豆)において(-)1.1百万トン、大豆油で(-)372千トン、大豆粕が(-)900千トンの減少となるものと見込んでいる。

小豆の年末在庫2.9百万トンは、前例のない低いものであり、最近国内生産が極度く落ちているところから7百万トンに及び副産消費を賄うためには、これも大量の輸入を余儀なくすることになる。

これらの農産物輸入は91年度において700万トンに及びこのために支出される外貨は、15億ドルにも達するものと見込まれている。

コロン政府としては、このような供給不足の状態より脱却することを緊急課題としその1つの手段として91/92農年の生産増大を図るため一連の政策発表と行ったものである。

91/92農年の農業ハコッテ(一連の政策)として発表された内容は、十分な作付資金準備、生産性にもとづく融資枠の決定、VBC(生産変動融資額)の大幅調整、農業保険システムの改訂、新しい政府の市場介入基準の設定など従来の線を大中に変えており、可成り革新的な政策といえる。農業界では政府が発表した作付資金が適期に支出されるか、前年の敷を踏むのではないかと懸念があるものの、全般には楽観ムードで大統領発表を受けとめていると伝えられている。

大統領に同席したカブレラ農相に於て発表された91/92農年ハコッテの主要項目とその概要は次の通りである。

1.1.2 政策内容

1) 91/92農年の作付資金準備

91/92農年の作付資金として1兆1,900億クルセイロ(ドル換算372億ドル)を解除する。この中作付前資金として、1,700億クルセイロ、コーヒー収穫資金として200億クルセイロを並加解除する。

作付資金の中、40.3%に当たる4,822億クルセイロは、国庫資金より支出し、同31,999億が農業貯蓄予金及び外国資金、残りの27.70%が一般商業銀行資金及び一部の外

国債金とする。

91/92農年の農業融資基金

資金系	100万円で	貸付利率(年利)	構成比率
国庫資金	482,225	9.0%	40.31%
JICA基金, 外国基金	382,671	18.2%	31.99%
MAR基金, 外債基金	371,313	自由(100%特別利率)	27.70%
計	1,196,209	-	100.00%

出所: BACEN

2) 最低保証価格の決定

91/92農年に対する最低価格が下表の通り決定された。最低価格に倒す改訂の要となる場合は次の事項が示される。

91/92農年の最低保証価格

作物別	対象地域	単位	開始時期	価格 CR
籾	全国	15kg	92年2月	1,725.15
	"	50kg	92年2月	3,401.00
陸稲(物)	コナエ直接産	"	91年9月	"
	南部, 南東部, 東北部	60kg	92年2月	3,001.80
	MS, GO, DF	"	"	2,735.40
	TO, MA, MT南部	"	"	2,326.80
	RO, AC, AM, PA, PR	"	"	1,878.20
	BA, MT北部	"	"	"
7=12=3=1 マンゴカ(根)	"	60kg	91年11月	9,419.40
	"	1t	92年2月	9,610.00
とうもろこし	南部, 南東, BA南部	60kg	92年2月	2,259.00
	MS, GO, DF	"	"	1,963.20
	TO, MT南部	"	"	1,663.20
	RO, MT北部	"	"	1,318.20
	南部, 南東, BA一部	60kg	92年2月	2,761.20
大豆	MS, GO, DF, MA, BA一部	"	"	2,535.60
	TO, MT南部	"	"	(2,310.60)
	"	"	"	"

出所: CNA.

符号: MS(マート・プロ・ナ・ソール), GO(ゴアス) DF(ドラエイト) TO(トカニヤス) MA(マアゴ) MT(マート・プロ・ヤ) RO(ロアス) AC(アクリル) AM(アマハ) PA(パター) PR(プロット)

1) 最低価格調整方法の変更

従来最低価格のインフレに依り調整方法として特定の指数(OTN, BTN等)を用いて毎月自動調整されたが今回発表された最低価格よりこの自動調整の方法が廃止されることとなり、政府の経済政策としてインフレへの連動を避ける方式がここにも

見られる。ただし生産資材の価格動向に依り定期的に調整されるシステムとし、生産資材が上れば最低価格も上り、生産資材が下れば最低価格も下る方法が採用されることとなる。従って従来と異なり、場合により、名目価格が下ることもある方法となっている。

2) 地域別最低価格制度の維持

コーポル政府最初の農業政策で決定された地域別最低価格の制度は、91年も継続されることとなる。とりもろこし、大豆及び米がこの制度に該当する作物である。

3) 最低価格の調整

新最低価格の調整は平均実質15%に止められ、市場価格よりやや低い線で設定される。インフレへのインパクトを抑えるのがこの設定方法採用の理由とされている。

3) VBC (生産費融資基準額) に関する変更

1) 貸付基準の変更

作物別に設定されるVBCをベースとする融資限度は、従来生産者のカテゴリ-9カを基準として設定されてきたが、今回の改訂では、この地前年と並べた生産性と技術の使用度合により融資枠を増減することが決定された。すなわち1ハクタール当り、高い単収をあげたものは銀行融資を多く受けることが出来るシステムへの変更である。これは農業前線の拡大によって80年代の農業生産増大モデルを既存農地における生産性の向上による増産形態に変えようとする現政府の具体的な施策となるものであり、VBC制度を大中に変えるものとして注目される。この方法の例として、とりもろこし栽培をあげると、小麦の場合、1ハクタール当り900kgの単収をあげたものはVBCの70%の融資に止まり、2,100kg以上の収量をあげたものはVBCの100%の融資を受けることが出来る。

生産性に基づく融資限度(とりもろこしの場合) %

生産性 (kg/ha)	ミ=84小麦	中農	大農
900 まで	70	60	50
901 ~ 1,300	70	60	50
1,301 ~ 1,700	80	70	60
1,701 ~ 2,100	90	80	70
2,101 ~ 2,500	100	90	80
2,501 ~ 3,000	100	95	85
3,001 ~ 3,500	100	100	90
3,501 ~ 4,000	100	100	95
4,000 以上	100	100	100

(大豆の場合)

生産性 (kg/ha)	三葉豆	中葉	大葉
1.250 未満	60	40	30
1.251 ~ 1.500	60	40	30
1.501 ~ 1.750	70	50	40
1.751 ~ 2.000	80	60	50
2.001 ~ 2.400	80	60	50
2.400 以上	90	70	60

ウ) 基準額の調整

90年8月に設定された基準額に対し平均名目353%の調整が行われた。但し単なるインフレ率による調整ではなく5河川支庁のそれぞれに現地のコスト調査にもとづいて調整されたものである。つまり現実に沿った基準額となっている。

融資の実施は従来と同様に資金を必要とする前後3回の時期とする。とうもろこしの場合は植付の準備が始まる8月に55%、追肥・除草を行う10月に30%、収穫期に入る2月に残りの15%が支出される。基準額も又生産性(1ヘクタール当りの単収)に応じて変化し、生産性が高まる程融資額が大きくなる仕組みは従来と同様である。大豆の場合とすると次のようになる。

VBC(生産費融資基準額) 大豆の場合

対象地域	生産性 (kg/ha)	金額 (円)	融資時期		
			第1回	第2回	第3回
全国	1.250 未満	49,387.00	75%	10月	2月
	1.251 ~ 1.500	52,783.00			
	1.501 ~ 1.750	62,856.00			
	1.751 ~ 2.000	67,073.00			
	2.001 ~ 2.400	77,698.00			
	2.400 以上	83,349.00			

ハ) 被害地域に対する特別措置

(南部地方)

91年の当初、長期乾燥により多大の被害を受けた南部地方3州に対しては、とうもろこし及び大豆について融資枠を拡大して、これら生産者の擁護対策がとられることとなった。

(中西部地方)

地方 中西部地方は前年度最大の価格保証制度において大豆生産へのインセンティブが打ちられ差別待遇の形となっていたが今回は大豆に代って生産が奨励されている等の

栽培に対しインセンティブを与えるためVBCの優先的取扱いが行われることとなった。
政府としては、東地方での穀物生産を制限し、土地価値が高く重量が軽い綿の栽培を重視している。

二) 銀行との直接交渉

今回のVBCに採る変更の中で目新しい方法として採用されたものとして、政府が設定するVBCに納得のいかない生産者は自ら融資必要額とその計算基準を決定し銀行と直接取引可能なシステムを設定したことが加えられる。

三) 生産者カテゴリーの再編成

大中小の生産者分類については、一戸小農業者は年間売上高が14百万フルセーロ以下、中農は14百万～70百万フルセーロの間にあるもの、大農は年間70百万フルセーロ以上の売上高を行なうものとしているが、最終的な基準は後日に変更されることとなった。

今回の政策の中で生産者カテゴリーに関するニュースとしては、まずカテゴリーを区分するだけに用いられる年間売上高の過去の実績ではなく、今後の見込に変更したこと、及び生産者分類の中、ミニ生産者の区分を廃し、小に含めることになったことが挙げられる。ミニの生産者という分類は事実上、小農業者と同様の取扱いを受けるため必要ないとの結論に達したものであり、今後の生産者分類を大中小の三つのカテゴリーに示すこととなった。

4) 農業保険制度の改訂

農業保険(PROAGRO)分野では従来、農業融資を受ける生産者のみがPROAGROへの加入が義務づけられ、従って災害が発生する場合、農業融資の利用者のみが保険の対象となっていたものを、今後は自己資金をもって生産を行なうものもPROAGROに加入出来災害による被害が補償されるシステムに切り換えた。

5) 基礎食糧生産者に対する保護

ブレイク、米、とうもろこし、小麦及びマンショカを生産する小農者に対しては、これらを受け銀行融資額を最低価格をベースとして生産物に換算し、現物を基準として融資を返済するシステムが導入された。

6) 租税の免除

農産物の販売にかかわる FINSOCIAL (社会統合基金、売上高の一定率が徴収される)、農業用機械器具の販売にかかわる IPI (工業製品税) を免除することが決められた。

又原則において政府の補助を受けたい農産品の輸入に対しては、輸入税を課税することを決定した。この場合の税率は供給国において生産者に支払われる価格と、同製品の FOB 価格との差額とすることが決定した。

2) 機構改革

農務省に国家農業政策局 (SECRETARIA NACIONAL DE POLITICA AGRICOLA) を新設した。同局は農務省予算の実行計画及び農業政策の立案を担当する。すでに以前非公式に活動してきた部門で今日の政策発達の機会に公式に設置を決定したものである。初代の局長には、日系二世のセルソ・マッタ氏の内定している。

3) 政府の市場介入基準

全般に従来の政策を大巾に変えた 91/92 農年対策の中でも根本的の変化とみられるのは政府の市場介入すなわち政府による農産物の買上げと在庫の形成、政府による在庫の放出と適した農産物市場への介入の方法を省閣布告の形で規制し完全な基準のもとに実施する形に決めたことであろう。

その実際的方法としては、今回設定された基準を基本原則とし、以後市場動向に応じて生ずる政府の省閣布告をもって補充し、在庫の放出を決める在庫解除価格 (PLE - PREÇO DE LIBERAÇÃO DOS ESTOQUES) を算出する基準が設定された。

この方法により政府は生産者、協同組合、及び一般卸市場に政府の行動基準を知らせ従来発生してきた規則の覆反による生産者の損害を回避する方針としている。

省閣布告によると政府の市場介入は次の4つの形態において行われる。

- 1) 農産物価格が急激に下落をみる^{場合}と政府は当該農産物の買付けを開始し、価格を維持し、生産者の利益を擁護する。
- 2) 収穫物の販売が鈍く、供給不足が生ずる場合政府は融資基準を変更し、EGF (販売のため融資) 及び AGF (政府の買付け) を減少して生産者が保存する収穫物の出荷させる方向に導く。
- 3) 市場価格が政府が設定した在庫解除価格 (PLE) を超えた時点で政府在庫の市

場への放出が開始される。これにより市場価格の上昇傾向は押えられ下向きに変わる。

- (2) 政府の市場調整在庫とされるのは米、小麦、トウモロコシ、大豆、大豆油、牛肉、粉乳及びバターである。これらの品目の中、在庫解除価格としては陸稲(1俵 CR 4,116.25) 水稲(CR 5,627.32) とウモロコシ(CR 3,155.46) 小麦(CR 15,028.96)が代表されている。他の品目の PLE については後日発表されていくことになる。

これらの農産物の輸出及び輸入基準も市場介入制度の一環として実施される。

政府の市場介入基準を設定した省別在庫の中より特に重要と思われるものを抜粋する(次の通り)である。

(政府の市場介入基準)

- (1) 農産物の買上げ、放出、輸入、輸出及び貯蔵、貯蔵に対する融資の基準は、1991年1月17日付法律第8,171号、同月30日付法律第8,174号及び91年3月18日付法律第8,177号第36条に規定される最低価格保証制度、外国貿易の規制する各種法規及び本規定によって規制される。
- (2) 公共在庫の形成と、その放出に関する基準はあらかじめ設定する規則の中で自由市場への影響を最少限に止めることを原則として行われる。その方法は、一般に衆知され、政府の市場介入は、生産者の利益を擁護することを目的として行われる。
- (3) 政府は、CNA(国家供給公社)を通じ、市場調整のための在庫形成に適切な場所と量を定め、国内供給の保証を図る。

政府在庫とする農産物は最低価格保証制度に含まれる農産物とし、中でも基礎食糧品を優先品目とする。

- (4) 政府在庫は最低価格保証制度によって政府が買上げた農産物及び緊急融資(EGF)の対象となる民間在庫では EGF 精算のため政府に配属される農産物によって構成される。又政府在庫の買付は、協同組合、中小農業者を優先対象として行われる。
- (5) 政府在庫は基礎食糧とみなされる次の品目によって構成される。米、小麦、トウモロコシ、大豆、大豆油、牛肉、粉乳及びバター。
- (6) これら各品目の政府在庫量は、それそれの年間推定消費量の12分の1を超えてはならない。但し国の生産が不足し、伝統的に輸入が継続している品目の場合は、その限度を12分の2に引き上げる。

- (7) 戦時在庫の形成は、通常在庫を優先的に利用する。又、買付けは、優先的に収穫時期に行なう。
- (8) 農務省は、現行法規に従い、又公共及び民間部門の情報によるとつき毎年6月までに次年度に対する公共在庫の最大限廃棄を作物別、場所別に決定する。
- (9) 政府の市場介入の開始又は中止を決める指標として在庫解除価格(PLE)を新たに設定する。
- (10) PLEは各作物毎に国内主要都市の卸市場における過去一定期間の価格を基準として次により算出される。
 - イ) PLE算定の月の前月までの連続した最低48ヶ月最高60ヶ月間の実質価格平均値を算出する。但し、この期間中における上下5巻目までの価格は平均値算出のデータから除外する。
 - ロ) 環境期までの貯蔵コスト、生産振興にかかわるコスト及び各年の市場予測要素として15%を加算する。
 - ハ) 最低価格の地域別制度に於けるため、各作物別のPLEも地域別に異なるとする。
 - ニ) 経済省は、農務省と共に、PLE算出の比のデータ不在の作物について上の方法に代るPLE算出方法を設定すること出来る。
 - ホ) PLE算出の基準とするに計算された過去の平均価格は、1BGEの発表するIPCA(拡大消費者物価指数)によって毎月価値修正が行なわれる。
- (11) 各作物について特に定められた消費市場において卸価格がPLEを上回る場合は、次の措置が構想される。
 - イ) 取戻融資のための政府の貸付(EGF)又はその他優遇利息によるその他の融資の中止。
 - ロ) 民間部門がEGF(取戻融資)を受けて貯蔵している収穫物取戻の許可。
 - ハ) 諸掛りに加え元金の支払又は、貯蔵現物の政府への移管のいづれかの方法によるEGFの義務的償還。
 - ニ) 政府が貯蔵する市場調整在庫の放出。

- 前) ニに定める措置は、卸市場価格が PLE と同等又は、それ以下に落ちる場合に中止する。
- (12) 政府在庫の取扱は、商品取引所における競売又は、関連法規の規定下における直接の公共入札をもちて行われる。その際、競売される農産物の量、品質、貯蔵場所、その他買手の関心を招く情報と競売前 5 日前に公表することが義務づけられる。
- (13) 各ロットに対する買手のオファーを引合するにのみ最低価格計算には当該産目の収穫農年、タイプ、工業用途、場所及び包装の種類等が勘案され加算又は、値引をなされる。
- 又、政府在庫の取扱価格は、競売時英に於ける当該作物の最低保証価格の 105% を下回ってはならない。
- (14) 次の場合は卸市場価格が PLE を上回ることは関係なく政府在庫の取扱が許可される。
- 1) 前農年の古い在庫品で、商品価値を著しく、腐敗の恐れがあるもの
 - 2) 市場価格に影響を与える量でない場合。
 - 3) 遠隔の地に貯蔵されている場合、消費市場までの輸送コスト又は、戦時在庫の形成コストが貯蔵品価格の 50% 以上に及ぶ場合。
- (15) 次の場合は、例外措置がとられる。
- 1) 公共災害や国にとって緊急を要する場合。
 - 2) 社会プログラムに向けられる場合、又は、国家予算による支出の場合。
- (16) 小型の買手が到達出来る状態にない市場条件の場合は、PLE 価格又は、競売価格による直接取売を行なうことが例外的措置として許可される。(その施行細則は、経済省及び農務省が決定する。
- (17) 輸入税、その他税を課税し、あとの価格が、なお PLE を下回る農産物輸入が行われるため政府在庫の取扱を不可能とする場合、CNA (国家供給公社) は、上記輸入品価格と同レベルの価格で在庫品の取売を行なうことが出来る。そのための細則は別途、経済省及び農務省によって決定される。
- (18) 経済省、農務省、国家経済局が共同で行なう研究をベースとし、公共在庫の形成に

別する布帛と夏期作物については、6月30日、冬期作物については、2月28日までに公布する。

- (1) プラレルが締結した国際協定の履行を条件とし農牧産品の輸出入を自由化する。輸入は原則的に民間部門によって行われるものであり、現行法規にもとづく輸入税を課税されれば、税務上国内産品と同様の取扱いを受ける。
- (2) 原因にかかわらず税務上の恩恵や直接間接の補助を受け、農牧産品でその輸入価格が国内市場価格と不当に競争を行なう商品に対して現行法規に従い、その効果を相殺する税を課税する。
 - (1) 本布帛に含まれる農牧産品の市場動向や価格調査を継続する。そのデータは、ここに定めるPLE算出のための基礎として用いられる。
 - (2) 国家供給公社(CNA)はここに定める在庫解除価格、その算出方法、政府在庫の量と貯蔵コストに関する情報を定期的に公表し政府の市場介入制度を一般に衆知させる。
 - (3) ここに定められた在庫放出の条件が生ずる場合、国家供給公社は、その権限にもとづく措置を行なうと共に、その事実を農務省及びその地の関連機関に通告する。
 - (4) 本規定に定めのないものについては、経済省、国家経済局と農務省においてその解決に当る。

2. 91年3月15日に発表された国家再建プランの中、農業部門に關する施策方針。

ブラジルの農業界は、この10年間、國の強力な保護によって支えられてきた。各種の規制による融資、農産物の買上げ、調査、道路の建設、貯蔵、電力のいづれか面においても政府が介入しなかつた分野はない。

このような農業形態は、結果的に生産性の向上と生産量の増大に寄与したが、ブラジルにおける農業部門の現実の問題に則応するものではなく、土地所有の集中プロセスを通じ、輸出農産物の近代化をすめ、反面基礎食品部門の生産を萎縮するという歪みを生じ、その結果として地域格差の増大、農村労働市場の不均衡という問題を生じさせた。

この際、過去に開かれた以上の成長形態を改革し、各経済部門との統合を図り、生産性と競争力の強化を図るモデルに切り換える必要があり、國の農業部門に対する介入、とくに融資及び敷金面における國の参加比率を段階的に減少して民間部門に多くの場を与えて競争力ある農業形態を作ることが必要であると考えられる。今後國の基本的な役割は、全体的な経済システムの安定、と市場の良好な操作を保證し、生産と投資環境の造成を図る基準を策定することにある。又新しい技術の導入とその普及を図る機能を維持することも國の責任であるが、この場合民間、州及び市の協力を必要とするのは、いうまでもない。

このほか市場価格の急激な変動を避けるための市場調整在庫を形成し、国民に食糧の供給を保證することも國の責任であり、これまでにそのための措置を採用してきた。地域別最低価格の設定、生産資材、機械器具輸入の自由化、小麦に關する規制の解除などもその一例である。このような施策は、國の負担となる補助を軽減し、地域の市場活動を活性化し、一部の分野におけるカルテル化のプロセスを阻止することに役立つ。ブラジルの農業を特徴づける地域別の異質性が地域別に異なった措置を採用した理由である。このように市場の自由原則にもとづく農業政策の再編成とそれ中で行なわれた既開業分野への補助の撤廃は、従来この分野に向けられてきた資金を低所得層の農業者に向けると可能とした。これらの政策は、小農業者援助プログラムを具体的に示したものである。

今後数年間農業政策として採用しなけければならぬ問題点は、国民に対する食糧の供給を保證すること、及び農業活動に対する新しい融資の基準を設定することにある。

生産手段の近代化により得られる生産性の向上が、より高い実質給与をもたらし、これが、

基礎的投資の利多くの需要を引き起こせることにより、食糧生産の拡大は必要のことである。この意味において技術の導入と普及は、食糧作物に対して優先されるべきではない。同時に、これらの作物の収益性を高めるための他の措置が採られるべきである。また、食糧作物分野に対する投資プロジェクトが優先されるべきではない。

新しい農業融資基準は、国の介入度が少ないことを特徴とするものでなければならぬ。特に生産費に対する公共融資の割合を低く、公共融資の大半が農業投資に向けられる方向として行われるべきである。農業投資に対する融資を強化し、その融資対象を現在最も大きな資金量を持つ FINAME RURAL 資金のように拡大する方針がある。また、最近一連の経済政策において農業プロジェクトに対する新しい融資ラインを設定した。すなわち金融投資基金 (FUNDO DE APLICAÇÕES FINANCEIRAS) への付与されるもので、農業、林業、漁業への取組むことへ認可された銀行で徴収した資金の 50% を農業部門に回す投資に向けるとなっている。また公共資金の農業投資に対する融資は、生産性の向上、天然資源の有効利用の効率的に保証する基準に死守されるべきではないことを強調して行く。

民間の農業融資信用組合を組織し、これを通じて必要資金の融資を行ない、公共資金への依存を軽減することも新しい農業融資基準として重要なポイントがある。その実現のためには、ブラジルの協同組合組織へ初期の段階にあること、当初の資金調達を行なうのは困難なことなど多くの障害を克服されるべきではない。連邦政府は信用協同組合運動の運営を監督する立場に立つことになる。

他の重要な融資の方法は、先物市場の開設に求められるべきではない。この方法は市場予測の明らかな上、より多くの参加により先物価格が設定され、リスクの度合を低めることから、この市場により保護される農産物に対しては金融機関の貸付額が増加し利息を引下げることも可能となる。

この目的を達成するためには、農産物市場の近代化を求むるプログラムを設置、WARRANTS システムの導入、情報システムの改善などが求められる。

貯蔵部門もまた再編成の対象とされ新しい国の役割が決定される。80年代を通じて行なわれてきた貯蔵部門への政府の介入は、民間の貯蔵活動を鈍らせ、農産物の販売システムへの国の

管理下に置くこととなる。このような従来の方法は、貯蔵システムの民営化、取引慣例の遵守、政府在庫の商品取引所における競争又は、公共入札による取扱いの方法に切り変えられる。更に農産物の格付け規格のシステムも民間にその権限を与え、その取扱いコスト軽減のための必要措置が採用される。このような新しいシステムの導入は、公共経費の節減を得るほか、先物市場開発のための必要条件でもある。

新しい開発モデルにおいては、租税制度も再検討されるべきではない。各州毎に ICMS (商品流通サービス税) 率が異なること、貯蔵品に対しても課税されることなどが市場の操作を困難としている。この他、資本財、中間財及び農業部門で生産される最終製品の全般に課税される間接税は、農業部門の開発を鈍らせ、基礎必需品を高価なものとしている。これらの租税制度の見直しについては、これらの税の施行について権限を持つ州政府の協力なくして行なうことは出来ない。

生産活動の近代化を促す農業開発は、農業技術及び農業経営管理システムの変更を条件とするが、その達成は、相應した労働力の提供なくして行ない得るものではない。このため政府は直接この問題に参加し、他の政府機関及び民間部門のイニシアチブにより、技術の向上と農林教育の拡大を図る施策を実施する。

農業保険は、農業活動を維持するに必要不可欠の重要な一面である。農業活動固有のリスクに対する保証の制度は、我が国においていまだに初歩の段階にある。農業保険の対象を拡大して更に効果的なものとし、かつ農業保険分野より国の介入を軽減して民間のイニシアチブを求めようとする研究委員会が設置されており、近く PROAGRO (農業活動保証制度) 再編成の草案が提出される見込みとなっている。

農業調査に関しては、従来の国の役割を改訂することにより、大学と民間企業により多くの参加によって結成される農政調査協同システムに特別の注意が払われることになる。調査分野では、基礎食糧を含むプロジェクト及び小農業者に対する協同システムが調査の優先項目とされる。

最後に州の農務局に関連するものとして、農政病虫害対策の改善がある。農業生産活動のより大きな効果を保証し、家畜の品質向上と衛生の図り、輸出の障害を除去し更に環境問題の保全を図るために必要な対策である。

3. 1991～1995年間に對する農務省の政策方針

コロンビア政府の全般的な経済政策に合せて農務省の政策方針が策定された。1991年、1995年を對象とする農務省政策の方針は、國が直面している困難な経済情勢及び不均衡な社会問題に對応することを基本としたものであり、又農業法の制定、環境保全、貿易の自由化、國家再建プラン等も政策の方向づけに影響した基本的な要素である。

このような情勢下において政策方針の目標を次の6項目に置いている。

- 1) 農地改革：生産するものに対し土地を与え、新しい土地所有構造を作り安定した農村社会を建設する。
- 2) 農政調査及び生産：今後のアグリカル農業は面積の拡大モデルより既存農地の生産性向上による生産の増大を図る方向に向けられる。この方法により、必要価格に於ける国内市場への供給と国際市場における競争力の強化を目指す。
- 3) 技術の普及と指導：農地改革及び灌漑計画に従う中小農家の指導及び生産者のカテゴリーにかかわらず、すべての農業者に^{適切}に集積された知識の伝播を行う。
- 4) 農政部門の病虫害防除：農政部門の衛生を守ることは農務省の中心業務であり、今後も病虫害対策の業務を集中的に行っていく。又、本業務の地方分散を図り、これを側面に援助するラボラトリー網を設置する。
- 5) 灌漑対策：農業活動におけるリスクと不確定要素の排除は安定した生産の増加、農業経済の安定につながるものであり、その対策として灌漑面積の拡大を計る。天候不順の影響が多い地帯が灌漑対策の優先地帯となる。
- 6) 協同組合活動と農村開発：農業生産者と農村労働者の共同経済形成を促進する。故生産に関連する農村電化を計る。

以上の政策は農務省内の4部門及び農務省管下の独立した5機関にわたって計られる。

- 農政省機関
- 1) 國家農政病虫害対策局
 - 2) 國家農地改革局
 - 3) 國家灌漑局
 - 4) コア栽培計画実行委員会 (CEPLAC)

農務省管下独立機関

- イ) ブラジル農牧研究公社 (EMBRAPA)
- ロ) サン・フランシスコ流域開発公社 (CODEVASF)
- ハ) 国家乾燥対策工率局 (DNOS)
- ニ) 国家植民、農地改革院 (INCRA)
- ホ) 東北地方植民公社

5ヶ年計画設定の背景

1971～75年間にかけ農務省の指導方針を設立するにあたって経緯と背景、今後
の方向について同プランでは次のように述べている。

最近10年間のブラジル経済は成長のペースを減速させた。とくに80年代の始めに
は、石油価格の上昇と先進工業国のリセッションにもとづく農産物国際価格の下落に加え、国際金
利の上昇により、ブラジルは輸出の減少、輸入の増大、貿易外支の増加という苛酷な立場を強い
られた。

このため70年代に急速な成長を遂げたブラジル経済は、80年代を通じて減速したが
中でも農業部門は、1970～77年間に達した年間平均6.6%の高成長から77～88年間は
平均2.4%の成長率に転落し、年間人口増加率を下回ることとなった。とくに都市の人口増
加率5.6%と比較する場合、大巾な減少であった。この間、ブラジルの経済は、年間平均3.2%
の成長を遂げたが農業部門は、工業部門と共に2.4%の低位成長に上っている。

これをPIB(国内総生産)に対する比率で見ると1970年に農牧部門がPIBに占めた比率
11.7%は、77年に11.6%、78年に14.9%へと増加したが、80年代の始めにそのペースを継続することが出
来ず、82年には11%へと落ち、以後今日にいたるまで同様の比率が続いている。

外貨の収入面について見ると農牧部門の貢献度は、次々に増加し、1980年度における農牧産物
の輸出額104億ドルは、89年に116億ドル、123億ドルへと拡大されてきた。この間、年間平均2%の増加
が続いてきた。但し、この率は、農業生産の増加率に平行しており、国内市場への供給量が増
加したことを示している。問題は農牧部門の輸出が依然として少数の商品に集中していること
であり、その代表的商品としてコーヒー、大豆及び副産物、砂糖及び製品、ココア及び副産物、及び
オレンジジュースの5大品目で農産物輸出の3分の1を占める状況にあることである。

農業部門の貿易収支は、輸出の増加率以上に下りており、国の対外収支に対する貢献度を高めてきた。農業部門の貿易収支残高は、80年の56億ドルより89年には80億ドルへと伸びている。この間工業化をすすめるために用いられた政策としての為替レートの固定評価、工業界の保護、農産物輸出の制限などは農産物輸出にネガティブな影響を及ぼした事項であった。

80年代中、マクロ経済の調整を行なうために採られた政策は他の部門と同様に農業部門にも大きな影響を与え、度々困難な状況が支配した。とくに農業部門に対する補助の削減は、従来の農業保護の国策之大きく変えた。地方実行的な為替レートの採用、外国貿易の解放、農産物市場に対する政府介入の制約などは農業部門の発展を促すポジティブな政策であった。

この間、農業界では新しい事態に対応するべき努力が行われ、中でも生産性の向上による競争力の強化は、特筆すべき事項であった。70年代に行われた投資により蓄積された技術の適用は、小麦、米、砂糖キビ、大豆の生産性をいっしょに向上させている。

このような経緯のもと近い将来に対し農業部門に与えられる課題は、① 国内市場向け生産の増産とこれに伴うダイナミックな農業活動の復活、② 外貨獲得システムの維持、③ 国のエネルギー政策に従いバイオマスによるエネルギー生産、④ 他の部門に対する原料供給力の増大、⑤ 農村地帯にかける雇用の創出、現在も続いている都市への流出の阻止、等であろう。

中でも国内供給に向けられる農産物の生産増は社会的見地から見ても極めて重要な課題である。ブラジルの国民の大半が今も栄養不足を受けている食糧の供給不足と栄養不足の状態が蔓延する限り、国の社会的安定はあやういである。この意味において今後数年間における農業開発は国民に存する食糧の満足すべき供給を保障することと優先目標としておこなうべきである。

輸出向余剰農産物の生産は特筆すべき足跡を残している。ブラジルの経済の現状と輸出に占める農業部門の比重からみて農産物輸出は引続き重要な外貨獲得源としての立場を余儀なくしている。ここで考えなければならぬことは、現在国際市場では穀物の供給が飽和状態にあることである。世界の穀倉

地帯には あり余る穀物が有り、世界の他の地域では 飢饉の恐れ 何れの人
が 死んでいこうと 言ふに 現実には 供給過剰下の 国際市場における 穀物の
の 需要は 低い。 従つて フランス 農業の 輸出への 挑戦は 従来の 方法による
新しい 構造による 輸出競争を 早急に 整理する 必要がある。 その 1 の 方法として
は 穀物の 輸出と 穀物の 飼料として 生産される 肉の 輸出と 変化する
ことである。 しかるに この ような 輸出構造の 変化は 牧牛群の 生産を中心とし
大抵 中期の 改良を行つて 始めて 期待出来る ことである。 フランス 経済の 現
実が 求めるところ 短期の 解決策とは ならない。 したがつて 残りの 方法は フランス産品の 国際
市場における 競争力強化以外に 道はない。 この 競争力強化は 生産分野における 生産性の
向上、 経済分野における 為替政策、 貿易分野における 新市場の開拓によつて 行われねばならぬ。
この 推進力となる 外国貿易政策の 設置が必要となる。

フランスの 農業は 最近 30 年間の 利用度が高まった ことによる 代替
群の 生産を行つた 世界で 唯一の 例として あり、 中でも 砂糖作物の 割合
が 大きい。

最後に 牧畜部門について 言ふと、この 分野は フランス 農業界の中 最も 重要な
部門として 残る 部門である。 フランスの 牧草地面積は 約 166 百万ヘクタール
あり、この 殆んどは 極めて 粗放的な 飼育形態である。 (したがつて 牧草地帯の 単位
面積当たりの 飼育能力を 増加させる こと、この 分野の 肉畜の 生産の 基本的な 基盤であり、
この 結果として 飛躍的な 生産の 増加が 期待出来る。

国内食糧、 輸出穀物 及び 工業用 原料としての 農作物の 3 つの 異なった 分野に
おける 生産の 増加を 同時に 図ることは 農業関係の 問題として 変えられ 限り 不可能な
ことである。 一分野の 生産を 増加させる 他分野の 生産規模が 縮小し 生産が 落ち
て 過去に 例のない 変化を 経験している。 したがつて この 分野の 生産増加を 同時に 行つた
関係の 変化を 導く こと、 従つて 農業の 事業の 農牧調査と その 普及
に 対する 改良である。 世界の 大抵 どの 国も 輸出用として 不足している この 分野の
改良が 行われねばならぬ ことである。

今後の フランス 農業の 将来の 商標の 拡大の ためには 従存している 農業形態より 単

位面積の増加と生産の増加とを促す方法、具体的には生産性の向上に於て従来の生産
と労働の傾斜を促すことである。この点を指す時、国内食糧輸出品及び
工業原料の生産が主として相手国領域に侵すことによる生産の増進の促進

生産性の向上は和洋両方ともにおいて、上記の分野の中で「ハブ」であり、収量
増加の余地は大きくなるであろう。この中でも最も重視される国内向け基礎
食糧の分野にある。例として「ソビエト」の基礎食糧として重要な「小麦」の
場合、単収の増進に於ては変化は生産場所によって低下する可能性がある。又砂
糖の増進においても単収の増進の余地が残されている。ソビエトの砂糖生産
に於ける生産性は、このうち東北地方及び「シベリア」に於いて低い。灌漑
設備の導入と肥料の増進の品種の改良により、他の作物の生産面積を拡大するこ
とで砂糖生産の増進も促されるであろう。

一部の部門に於ける輸出品と工業原料の部門が「ハブ」を活動の中心
に据え、国内食糧部門が後進的であることは、この点の形勢を改めねばならぬ。是
の点の農業政策の転換である。

国内向けに生産を指導すること及び農民の土地への定着を促すことは、最も重要なことであ
る。この点の導入により、農村地域の生活水準が向上し、人口増進部門に於ける
政策の転換である。農業政策は、このように単に生産の増進、生産性の向上、原料供給
の増進のみならず、その最終目的は、この点の国内の経済部門の
ついでに、農村部門の生活水準を向上させることにある。この点の認識が重要である。従って、政府の政策は、社会面への投資を通じて農村生
活水準の向上を促す方向に向けるべきである。この点の側面的に生産を補助すること
である。

以上を要約すると、農業部門の発展目標は、国内食糧生産の増進、輸出用食糧生産
の増進、及び農村社会部門への投資の増進にある。この点の国内食糧
の増進は、農業融資、農村調査及び普及業務と流通設備の整備を促すこと、輸出
面は、輸出品目の競争力強化、穀物の輸出用と輸出の増進の例として輸出促進
策、社会面への投資は、住宅、衛生及び教育に於けることである。

1991~95年間に於ける農業政策は次の目標を達成する方向で考えられる。

- a. 1991~95年間に年間平均5%の成長を確保し、国内の食糧、繊維及びハイテク需要に応じることと優先する。
- b. 1991~95年間に中次産品の輸出額を20億ドル増加させ、1995年の中次産品輸出額が150億ドルに到達することを目標とする。
- c. 主に灌漑計画及び植民計画を通じ、同期間中に150万人の新規雇用の実現する。この中44万人が直接雇用、106万人が間接雇用とする。この新規雇用は約450万人が恩恵を受けることになる。
- d. 1991~95年間に農村人口の1人当り所得を14%増加し、現在のUS\$920.-をUS\$1,040に引き上げる。
- e. 生産分野に約50万人の新しい土地所有農家を出現させ、その家族を合わせて300万人が恩恵を受ける計画を以て農村の平均的社会保障を確立する。

具体的目標

生産分野

- a. 91~95年間に基礎食糧の国内供給量を増加し、国内の食糧供給不足の問題を解消する。作物別の増加目標は次の通りとする。

米	2,500,000 t	小麦	1,100,000 t
とうもろこし	7,700,000 t	大豆	1,400,000 t
バナナ	300,000 t	ジャガイモ	400,000 t
野菜類	6,000,000 t		

- b. 牧畜部門の中、牛の飼育分野では、1995年までに次の目標を達成する

中核有頭数	150,000,000 頭	屠殺率	14%
年間生産量	4,800,000 t	年間国内年間消費量	3,900,000 t
1人年間消費量	24kg/人/年	年間輸出量	1,000,000 t
		年間輸入量	100,000 t

c. 養豚部門は、次の目標を達成する。

豚肉年間生産量	1,420,000 t	年間消費量	1,390,000 t
1人当り年間消費量	8.6 kg	年間輸出量	60,000 t
		年間輸入量	20,000 t

d. 養鶏部門は、次の目標を達成する。

総肉年間生産量	2,600,000 t	1人当り年間消費量	14.1 kg
年間輸出量	315,000 t	年間卵生産量	1,750,000 千打

e. 1995年までに770イニグスター用原料作物の生産を次の通り増加する。

綿	180,000 t	大豆	6,500,000 t
砂糖キビ	39,000,000 t	コーヒー	700,000 t
ココア	62,000 t	オレンジ	140 百万箱

灌漑について。

a. 1995年までに新たに2,700,000ハクタールの灌漑地帯を達成する。

この中、970,000ハクタールは民間プロジェクト、112,000ハクタールは公共プロジェクト、1,640,000ハクタールは官民混合プロジェクトとする。

b. 1995年までに公共灌漑面積33,000ハクタールを再生する。

c. 河川流域に2,200の統合管理プロジェクトの新設^{又は}、既存6,800プロジェクトの管理
農地改革。

a. 農村地帯に500,000家族を定着せしめる。

a-1 内政の農村労働者から土地を所有しているもの370,000家族

a-2 採集産業の定着プロジェクト10,000家族

a-3 定着指導-入籍プロジェクトにより100,000家族。

a-4 協同組合を通じて植民プロジェクトにより20,000家族。

農牧病虫害防除。

a. アフトーザの根絶、他の牧牛部に被害を与える疾病の根絶を70%減少。

b. 偽造や欺瞞を避けることを目的とし、農牧活動に用いられる生産資材の品質管

理を推進する。

c. 同じく倣逆や欺騙を回避するため、食用とされる農産物の品質管理を徹底にする。

d. 綿の栽培に被害を与える害虫ビートルの効果的な防除を図り、又全般的に病虫害の被害度を軽減する。

e. 食糧品用基礎種子の生産を年8%の割合で拡大する。

f. 選別された種子の生産及び販売について、その100%の検査及び証明付与を行なう。

農政調査

a. 農業生産70%以上に用いられる手段の平均生産性を年3%の割合で継続して増加し、得る新しい農政技術を開発する。

b. 土壌の損失を最少限に止める技術の開発。

c. 病虫害コントロールのための農薬使用を年2%の割合で代替に出来る技術の開発。

d. 農業70%以外、基礎技術の開発後助、灌漑、機械化、アグロインダストリー等に用いられるソフトウェア及びハードウェアの開発。

技術指導及び普及業務

a. 土壌の生産性を年2%の割合で増大することと目的として農政調査により得られた技術を農村の生産者間に伝播する。

b. 農地改革のプログラム外において新たに定着する50万家族に技術指導を行なう。

c. 約150万ヘクタールの灌漑農業に従事する中小農業者に技術指導を行なう。

ココア栽培について

a. 帯病(YASSOURA DE BRUXA)の根本的な対策を構える。

b. 国内消費量を年2%、海外輸血量を年1%の割合で増加させる計画を實施する。

協同組合活動

a. 26の各州農業協同組合組織を技術的に援助する。

b. 各協同組合及びその連合会の指導者や職員に訓練を通じ各組合及び州別組織及び全国組織に恩恵を与える。

農村電化

- a. 67,340 Kmの農村電化網を設営し 154,255農戸と 886,000人の農村居住者に便宜を与える。

1991年度の目標

灌漑

- a. 約 46,700 ハクタールを農業生産のプロジェクトに編入される。
- b. サン・フランシスコ河流域の 9 プロジェクト (JUIÚ, SERRA DE RAMALHO, PONTAL, SALITRE, PLATÔ DE IRECÊ, BAIXO DE IRECÊ, RIO VERDE GRANDE, JEQUITAÉ, BUA ANGICAL の 9 プロジェクト) の フェデリティ・システムを継続する。
- c. ZABUMBÃO 及び GAMELEIRA 両ダム及び各地の小型ダムの建設。
- d. 各貯水池に 72 万区画の効率的配給。
- e. 各地灌漑地域 150 千ハクタールの建設。
- f. 29,100 Km の配電網の建設。
- g. 振振井戸 290 箇所の掘削。
- h. 公共堤 13 箇所の改修。
- i. 直接雇用 80,400 人、間接雇用 449 人の実現。

農地改革

- a. 新規入植プロジェクトにより農村地帯に 51,000 家族の定着を促す。
- b. 24,500 家族の定着を目標とする新規植民プロジェクトを設営する。
- c. すでに入植した 92,874 家族の定着及び新規 128,323 家族の植民を促すプロジェクトを具体化する。
- d. 私下に所有地 3,750 千ハクタールの地権を明らかにする。
- e. 新規定着プロジェクトの建設を目的として 5 百万ハクタールの土地接収を行なう。
- f. 農村地帯に 10,855 Km の送電線を設営し、22,799 農場及び 124,486 家族に恩恵を与える。

農牧調査

- a. 土地の生産性を年間 2% の割合で増加出来る技術の開発と普及。
- b. 基礎種子の生産を 5% 増加し、1990 年の 15,000 トンを 15,750 トンに引き上げる。

- c. 農薬の使用を最少限 2% 減少出来る技術の開発と普及する。
- d. 土壌の損失を最少限に止める技術の開発と普及。
- e. 全国的な遺伝学研究プログラムの方向を決定する。

ココア栽培

- a. ココアに関する 249 の調査プロジェクトを実施する。
- b. ココア生産者 35,000 人、その他生産者 10,000 人に技術指導を行なう。
- c. ココアのハイブリッド種子 20,000 包を生産する。
- d. 中等技術教育の生徒 600 人の授業、生産者 37,000 人の訓練。

協同組合活動

- a. 組合指導者、管理者及び職員への訓練、アラニールの協同組合システムの自治管理プログラムを設定する。
- b. 協同組合システムに関する統計資料を整備する。
- c. 協同組合及び他の形態による農村労働者組織を通じ 5,500 km の送電線を設置する。
- d. 農地改革による受益プログラム地域に設置されている 55 協同組合及び灌漑プログラム地域に設置されている 20 協同組合を援護する。
- e. 信用協同組合活動に対する援助を行なう。

資金源

1991~95年間に計画されている目標及び1991年に定められている目標達成のために必要となる資金源は次の通りである。

内 訳	1991~95年及び1991年の必要資金 単位 100万ギルディヤ	
	1991~95年間	1991年9ヶ月
灌漑	149,106.89	48,376.49
農地改革	405,015.00	68,076.78
農薬防除	20,202.43	2,640.81
農牧調査	47,347.63	13,892.86
ココア栽培	17,200.00	3,726.34
一般管理	178,520.40	17,254.82
合計	841,592.35	156,148.10

出所: MARA